

宮城県農産物放射性物質影響緩和対策事業実施要領

(趣旨)

第1 宮城県農産物放射性物質影響緩和対策事業による対策（以下「本対策」という。）は、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱（令和3年4月1日付け2生産第2130号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付要綱」という。）、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実施要綱（令和3年4月1日付け2生産第2128号農林水産事務次官依命通知。以下、「国実施要綱」という。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

(対策の対象)

第2 本対策の支援対象は、国実施要綱第2に定めるものとし、その具体的なメニューについては、国実施要綱別表1及び別表2に掲げるもののうち、1を対象とする。また、その事業実施主体、採択要件は国実施要綱別表1に掲げるとおりとする。

(対策の実施等の手続き)

第3 事業実施主体は、本対策を実施するため、国実施要綱第3の1に基づき、宮城県農産物放射性物質影響緩和対策事業実施計画（以下、「実施計画」という。）を作成し、別紙様式第1号に実施計画を添付し、知事に提出してその承認を受けるものとする。

2 実施計画は、別紙様式第1号別添により作成し、別記様式第1号又は別記様式第2号を添付し提出するものとする。

3 知事は、1により提出された実施計画が国実施要綱別記の要件を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

4 実施計画の重要な変更は、別紙様式第1号により、1及び2に準じて行うものとするが、重要な変更以外の軽微な変更については、別紙様式第2号により知事に届け出るものとする。なお、重要な変更とは、次の（1）から（5）に該当する場合とする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 特認団体が実施する事業内容の変更
- (3) 地域提案の事業内容の変更
- (4) 事業実施主体の変更
- (5) 事業の中止又は廃止

(事業の着手及び入札報告)

第4 事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかにその旨を別紙様式第3号及び第3号別添により、知事に届け出るものとする。

2 事業実施主体は、1の届け出の内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式第4号及び第4号別添により届け出るものとする。

(事業実施状況及び達成状況の報告)

第5 国実施要綱第6の1に定める事業実施状況の報告及び国実施要綱第7の1に定める成果目標の達成状況の報告は、7月末日までに別紙様式第5号及び第5号別添により知事へ提出するものとする。なお、知事は必要に応じ、本対策の実施年度から目標年度までの間、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

(事業の公表)

第6 知事は、本対策の適正実施と透明性を図るため、事業実施主体からの実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業概要をホームページへの掲載等により公表するものとする。

2 知事は、目標年度の成果目標の達成状況について、事業評価を行った結果をホームページへの掲載等により公表するものとする。また、事業実施主体においても、その結果をホームページへの掲載等により公表するものとする。

(推進指導等)

第7 市町村長は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施について推進指導に当たるものとする。

(書類の提出数及び経由)

第8 この要領により知事に提出する書類の部数は各2部とし、事業を所轄する地方振興事務所長を経由するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあっては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この対策の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。